

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-4
処分の種類	クリーニング師免許の取消し				
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法第12条				
処分の概要	クリーニング師免許の取消し				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】 ・クリーニング業法 第十二条 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。</p>				
基準の制定根拠	—				